

第 4 給 与

第４ 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年４月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

１ 職員給与の実態

当委員会が、令和５年４月１日現在で実施した「令和５年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表４－１から表４－３までのとおりである。

表４－１ 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区 分 給料表	適 用 人 員	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表	人 23,669	歳 41.0	年 18.6
行 政 職 給 料 表	5,426	42.4	20.3
公 安 職 給 料 表	3,525	38.6	17.5
教 育 職 給 料 表（一）	18	54.6	29.4
教 育 職 給 料 表（二）	4,240	41.1	18.3
教 育 職 給 料 表（三）	9,852	40.8	18.1
教 育 職 給 料 表（四）	26	49.4	25.0
研 究 職 給 料 表	226	44.9	21.9
医 療 職 給 料 表（一）	22	47.7	22.7
医 療 職 給 料 表（二）	188	42.8	19.2
医 療 職 給 料 表（三）	144	44.4	20.2
特定任期付職員給料表	2	60.5	24.9

（注） 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。（以下、表４－２及び表４－３について同じ。）

表 4－2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.9	% 5.2	% 10.9	%	% 57.0	% 43.0
行 政 職 給 料 表	100.0	73.7	9.1	17.1		64.1	35.9
公 安 職 給 料 表	100.0	53.6	4.0	42.4		88.6	11.4
教育職給料表（一）	100.0	94.4	5.6			88.9	11.1
教育職給料表（二）	100.0	93.9	2.7	3.4		53.0	47.0
教育職給料表（三）	100.0	96.2	3.8			43.9	56.1
教育職給料表（四）	100.0	88.5	11.5			96.2	3.8
研 究 職 給 料 表	100.0	95.6	3.1	1.3		83.2	16.8
医療職給料表（一）	100.0	100.0				72.7	27.3
医療職給料表（二）	100.0	80.9	18.6	0.5		37.8	62.2
医療職給料表（三）	100.0	54.2	44.4	0.7	0.7	2.1	97.9
特定任期付職員給料表	100.0	50.0		50.0		100.0	

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4－3 適用給料表別平均給与月額

区 分 給料表	給 料	地域手当	扶養手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 349,674	円 7,882	円 8,357	円 16,321	円 382,234
行 政 職 給 料 表	327,586	8,861	8,639	16,846	361,932
公 安 職 給 料 表	334,524	8,371	13,373	8,842	365,110
教育職給料表（一）	541,039	17,004	8,167	25,144	591,354
教育職給料表（二）	364,645	7,650	8,011	16,010	396,316
教育職給料表（三）	360,251	7,072	6,614	18,120	392,057
教育職給料表（四）	433,781	7,833	15,692	10,931	468,237
研 究 職 給 料 表	352,552	7,525	10,157	18,251	388,485
医療職給料表（一）	461,082	82,835	3,614	285,811	833,342
医療職給料表（二）	337,799	8,125	6,543	23,523	375,990
医療職給料表（三）	340,057	8,896	3,479	11,926	364,358
特定任期付職員給料表	582,000	17,460	-	15,000	614,460

（注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 令和5年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 令和5年4月24日から6月16日まで

(イ) 調査対象事業所 令和5年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の890事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 6,813人（うち、初任給関係職種358人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,118人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,558人であり、うち行政職に相当するものは39,552人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,536	213,530	212,844	201,938
	短大卒	183,420	173,322	187,967	182,500
	高校卒	175,612	170,803	176,404	181,278
新 卒 事 務 員	大学卒	208,279	210,417	207,861	188,500
	短大卒	183,343	173,322	187,553	187,000
	高校卒	172,735	171,926	172,574	178,000
新 卒 技 術 者	大学卒	214,463	216,514	219,785	203,857
	短大卒	183,729	—	190,000	178,000
	高校卒	178,344	168,604	179,888	182,214

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4－5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	51.8	642,435	642,435	—	—
工 場 長	52.7	759,155	795,229	655,475	—
事 務 部 長	52.7	599,560	671,350	569,476	504,991
技 術 部 長	53.0	624,694	705,852	577,946	532,928
事 務 部 次 長	52.0	514,464	532,443	499,221	426,633
技 術 部 次 長	52.8	538,072	622,404	527,283	433,361
事 務 課 長	50.4	513,944	571,473	469,839	410,442
技 術 課 長	49.8	514,309	579,928	457,758	403,567
事務課長代理	47.0	441,226	443,719	423,733	443,055
技術課長代理	45.7	470,088	478,541	439,176	334,492
事 務 係 長	45.7	357,583	362,165	352,592	340,916
技 術 係 長	45.2	386,849	415,345	367,381	327,047
事 務 主 任	42.1	329,863	351,124	299,200	315,187
技 術 主 任	42.0	334,198	372,407	303,476	293,608
事 務 係 員	38.4	271,574	279,337	264,864	253,365
技 術 係 員	35.9	295,190	326,167	262,674	245,347

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和5年10月5日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（１）給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・ 職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（3,531円 0.96％）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ改定
- ・ 特別給（現行4.40月分）は、民間のボーナス（4.51月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

（２）公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の173事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
371,590円	368,059円	3,531円（0.96％）

<ボーナス>

令和4年8月から令和5年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.51月	4.40月	0.11月

(3) 改定等の内容

令和5年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

給料	はねかえり	計
3,457円	74円	3,531円 (0.96%)

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
(一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
改定後 (5年度)	期末手当	1.20 月	1.25 月	2.45 月
	勤勉手当	1.00 月	1.05 月	2.05 月
	計	2.20 月	2.30 月	4.50 月
改定後 (6年度以降)	期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	計	2.25 月	2.25 月	4.50 月

<その他>

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況を勘案して引上げ改定

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、令和5年12月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進、定年の引上げに対応した新たな組織運営

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策

○ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和5年第5回県議会定例会に提案、令和5年12月21日可決、令和5年12月26日条例第29号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ
- ② 期末・勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ③ 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ

イ 令和6年第1回県議会定例会に提案、令和6年3月13日可決、令和6年3月18日条例第1号、第2号として公布された。

(改正概要)

- ① 国家公務員に準拠し、災害応急作業等手当を新設
- ② 警察職員手当について、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した場合の支給上限額を引上げ

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和5年5月26日 人事委員会規則第25号

- a 特別休暇（付則第10項）及び特殊勤務手当（付則第17項～第19項）の特例
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う、特別休暇及び特殊勤務手当の特例廃止
- b 施行日
公布の日（令和5年5月26日）

(イ) 令和5年7月11日 人事委員会規則第26号

- a 災害派遣手当等の額（第48条の14）
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称等の改正
- b 施行日
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日

(ウ) 令和5年11月14日 人事委員会規則第28号

- a 特殊勤務手当（第36条、第38条の8）、期末手当（第53条）及び勤勉手当（第57条の3）
 - ① 特殊勤務手当（警察職員手当（第36条）及び精神保健業務手当（第38条の8））
警察職員手当について、特定の警護対象者に係る手当支給額を引上げ
精神保健業務手当について、保健所に勤務する精神保健福祉士を支給対象とする改正
 - ② 期末手当（第53条）
岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例制定に伴い、期末手当に係る在職期間の規定整備
 - ③ 勤勉手当（第57条の3）
岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例制定に伴い、勤勉手当に係る勤務期間の規定整備
- b 施行日
上記 a の①は公布の日（令和5年11月14日）、同②③は令和6年4月1日

- (エ) 令和 5 年12月27日 人事委員会規則第30号
- a 勤勉手当（第57条の 5）及び初任給調整手当（別表第 2〔第25条の 7 関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）
- ① 勤勉手当（第57条の 5）
令和 5 年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ② 初任給調整手当（別表第 2〔第25条の 7 関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）
医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正
- b 施行日
公布の日（令和 5 年12月27日）
（上記aの①は令和 5 年12月 1 日、上記aの②は令和 5 年 4 月 1 日適用）

- (オ) 令和 6 年 3 月25日 人事委員会規則第 1 号
- a 警察職員手当（第36条）及び災害応急作業等手当（第39条の 2）
- ① 警察職員手当（第36条）
条例第20条第 1 項第22号の業務に従事した場合の手当額を改正
- ② 災害応急作業等手当（第39条の 2）
条例第20条第27項第 1 号から第 4 号までに規定する作業に従事した場合の手当額を規定
- ③ その他
特殊勤務手当額の特例（第41条）に災害応急作業等手当を追加
- b 施行日
公布の日（令和 6 年 3 月25日）（令和 6 年 1 月 1 日適用）

- (カ) 令和 6 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 4 号
- a 勤勉手当（第57条の 5）及び組織改正に伴う所要の規定整備
- ① 勤勉手当（第57条の 5）
令和 6 年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ② 特殊勤務手当（福祉業務手当）（第38条の 7）
「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改正
- ③ 管理職手当（別表第 1 の 3（第24条関係））

<知事>

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	県民文化局長	1 種	新設
	子ども・女性局長		
	文化祭推進事務局次長	2 種	新設
	岐阜地域環境室長		
	水産振興企画監		廃止
	県民文化局長		
	子ども・女性局長	4 種	新設
	学校連携企画監		
	地域推進監		
	文化事業推進監		
	文化交流推進監		

	伝統技術支援監		
	こども政策調整監		
	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監		
	緑化祭推進監		
	会場整備監		
	財務会計システム開発企画監		
	温暖化・気候変動対策監		
	少子化対策企画監		
	都市公園企画監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長	6 種	廃止
	岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長		
県税事務所	連携調整監	6 種	新設
図書館	総務課長	4 種	廃止
	総務課長	6 種	新設
子ども相談センター	中央子ども相談センターの家庭支援第一課長	6 種	新設
	西濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	飛騨子ども相談センターの家庭支援課長		
	中央子ども相談センターの家庭支援課長		
	東濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	地域連携課長		廃止
女性相談センター	「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改正		
わかあゆ学園	総務課長	4 種	新設
	総務課長	6 種	廃止
農林事務所	恵那農林事務所の農地整備課長	4 種	新設
	恵那農林事務所の農地整備課長	6 種	廃止
農業大学校	総務課長	4 種	新設
	総務課長	6 種	廃止
土木事務所	下呂土木事務所の道路課長	4 種	廃止
	下呂土木事務所の道路課長	6 種	新設
	古川土木事務所の道路調整監	6 種	新設

<教育委員会>

学校	岐南工業高等学校の事務部長	4 種	新設
----	---------------	-----	----

<代表監査委員>

事務局	事務局長	1 種	新設
	事務局長	2 種	廃止

④ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））

新たな義務教育学校の設立に伴い、「時小学校」を表から削除

b 施行日

公布の日（令和6年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

（ア）令和5年12月27日 人事委員会規則第31号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正

b 施行日

公布の日（令和5年12月27日）

（イ）令和6年4月1日 人事委員会規則第6号

a 令和6年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	変更内容
本庁	ねんりんピック推進事務局長	8 級	新設
	文化祭推進事務局次長		
	岐阜地域環境室長	7 級	新設
	水産振興企画監		
	ねんりんピック推進事務局長	6 級	廃止
	岐阜地域環境室長		新設
	水産振興企画監		
	学校連携企画監		
	文化事業推進監		
	文化交流推進監		
	伝統技術支援監		
	地域推進監		
	こども政策調整監		
	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監		
	緑化祭推進監		
	会場整備監		
	財務会計システム開発企画監		
	ねんりんピック推進事務局長		廃止
	温暖化・気候変動対策監		
	少子化対策企画監		
	都市公園企画監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長		
	岐阜県保育士・保育所支援センター副		

	センター長		
県税事務所	連携調整監	6 級	新設
図書館	副館長	8 級	廃止
	困難な業務を行う副館長	7 級	新設
	副館長	6 級	新設
子ども相談センター	家庭支援第一課長	6 級	新設
	西濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	飛騨子ども相談センターの家庭支援課長		廃止
	地域連携課長		
	中央子ども相談センターの家庭支援課長		
	東濃子ども相談センターの家庭支援課長		
女性相談支援センター	—	—	新設
女性相談センター	—	—	廃止
農林事務所	飛騨農林事務所長	8 級	廃止
	飛騨農林事務所長	6 級	新設
土木事務所	古川土木事務所の道路調整監	6 級	新設
	古川土木事務所の道路調整監	5 級	廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第 1 ロ）

<警察本部長>

警察本部	自動車警ら隊副隊長	7 級	新設
	自動車警ら隊副隊長	6 級	廃止

○研究職給料表級別職務表（別表第 1 ヘ）

<知事>

岐阜県行政組織規則第 5 4 条に規定する試験研究機関	困難な業務を行う副所長	5 級	新設
	困難な研究を行う副所長		廃止
	特に困難な業務を行う主任専門研究員	4 級	新設
	特に困難な研究を行う主任専門研究員		廃止
	困難な業務を行う専門研究員	3 級	新設
	困難な研究を行う専門研究員		廃止

- b 施行日
公布の日（令和6年4月1日）

（ウ）令和6年4月1日 人事委員会規則第8号

- a 令和7年1月1日付け昇給における所要の規定整備
・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備
- b 施行日
公布の日（令和6年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

（3）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4－6のとおり改正等を行った。

表4－6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R5. 5. 26 人委第53号	・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う防疫等作業手当の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R5. 12. 27 人委第250号	・給料表の引上げ改定に伴い給料の調整額（別表第1の（1）、（2）（第23条関係及び第23条の2関係））を改正
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	R5. 12. 27 人委第265号	・給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 3. 18 人委第350号	・条例改正に伴う特殊勤務手当（警察職員手当及び災害応急作業等手当）の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 3. 25 人委第351号	・規則改正に伴う特殊勤務手当（警察職員手当及び災害応急作業等手当）の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 4. 1 人委第3号	・警察本部における高速道路交通警察隊の当直廃止及び組織改正に伴う宿日直手当の規定整備

（4）給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4－7から表4－12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表４－７ 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給 料 表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事																		
		27	7										2			3			39
	教委								3	33	17								53
		7	1																8
警察																			
	1				9	8													18
計									3	33	17								53
		35	8			9	8						2			3			65

- (注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。
- 2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で140人である。

表４－８ 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	46						1		2	3	52
	教委	90			3	13						106
	警察	4	29									33
	計	140	29		3	13		1		2	3	191

- (注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表４－９ 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動後 異動前		行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政		1																	1
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計			1																	1

- (注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。

- 2 職務の級は、異動後のものである。
- 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で75人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表 4－1 0 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	0
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a) は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4－1 1 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当の支給の承認

表 4－1 2 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	1
--------------------------------	---

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

(ア) 令和6年3月26日 条例第4号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和6年3月26日 人事委員会規則第2号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給方法等に係る規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

(ア) 令和6年3月26日 人委第354号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の導入に伴う規定整備

b 施行日

令和6年3月26日（令和6年4月1日適用）

（4）会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

（a）週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	0
（b）手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	2
（c）給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	3
（d）別に報酬が指定されているもの	0
（e）特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
（f）規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

（注）複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

（1）退職手当条例の改正

（ア）令和6年3月26日 条例第6号

a 国立大学法人法の一部改正に伴う条ずれ処理のための規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

（2）退職手当規則の改正

（ア）令和5年11月14日 人事委員会規則第29号

a 基礎在職期間における高齢者部分休業の期間の取扱いに係る規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

7 旅費条例の実施

（1）旅費条例の改正

改正なし

（2）旅費規則の改正

改正なし

（3）旅費支給の特例承認

- | | |
|----------------------|-----|
| ・宿泊料等の増額調整承認 | 47件 |
| ・警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 4件 |
| ・その他 | 2件 |